

大阪市告示第950号

大阪市立児童心理治療施設条例（平成17年大阪市条例第127号。以下「児童心理治療施設条例」という。）第7条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和8年7月6日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階

大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課（要保護児童グループ） 電話 06-6208-8050

2 業務の概要

（1）施設名称及び所在地

名称 大阪市立長谷川羽曳野学園

所在地 大阪府柏原市円明町2-30

（2）業務の範囲

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第43条の2の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること

- ・入所児童の保護及び自立のための心理治療と生活指導
- ・退所者のアフターケア

イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること

ウ その他長谷川羽曳野学園の管理に関し市長が必要と認める事項に関すること

（3）管理の基準

ア 開館時間

①施設への入所の措置を受けた者（以下「入所者」という。）の使用

全日

②入所者以外の者の使用

次の i ・ ii 以外の日

i) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する

休日(以下「休日」という。)

ii) 12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

①入所者の使用

午前0時から午後12時まで

②入所者以外の者の使用

午前9時から午後5時まで(土曜日にあっては、午前9時から正午まで)

ウ 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで(10年間)

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす社会福祉法人であること

(1) 児童心理治療施設条例第9条の規定に該当していないこと

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要項に基づく参加停止措置を受けていないこと

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

(5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係

者に該当していないこと

(6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く）

(7) 児童福祉法第7条に定める児童福祉施設（入所型の施設）の経営実績があること

(8) 指定申請の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納していないこと

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、児童心理治療施設条例第10条の規定により、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配布方法

令和8年7月6日（月）から令和8年9月11日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）の9時から12時15分まで及び13時から17時30分まで、上記1において配布する。また、こども青少年局のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること。送付での提出を可とするが、事前に大阪市に電話で報告のうえ、配達までの送達過程の記録が確認できる方法により行うこと。FAX、E-mailによる提出は不可とする。

なお、原則として、提出後に申請書類の変更及び追加は不可とする。

イ 提出場所

上記 1 に同じ

ウ 提出書類

- ① 大阪市立長谷川羽曳野学園指定管理者指定申請書
- ② 大阪市立長谷川羽曳野学園指定管理者指定申請に関する誓約書
- ③ 法人の概要
- ④ 指定管理者申請団体役員名簿及び履歴書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑥ 財産目録、貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書

直近 3 事業年度の実績を提出すること。財産目録がない場合は、その旨を記載した書類を提出すること

⑦ 事業報告書

直近 3 事業年度の実績を提出すること

⑧ 法人の事業計画書及び収支予算書

申請日の属する年度のもの

⑨ 法人の登記事項証明書

最新の状態が反映された発行後 3 月以内のもの

⑩ 印鑑証明書

最新の状態が反映された発行後 3 月以内のもの

⑪ 法人市民税の納税証明書

最新の状態が反映された発行後 3 月以内のもの（直近 3 年度分）

⑫ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

納税証明書「その 3」又は「その 3 の 3」で提出すること。なお、最新の状態が反映された発行後 3 月以内のもの（直近 3 年度分）

⑬ 障がい者雇用状況報告書の写し

公共職業安定所に提出義務のある法人のみ。なお、提出義務のない法人にあ

っては、「障がい者雇用状況報告書」（様式５）を提出すること

⑭障がい者雇入れ計画書

公共職業安定所に提出義務のある法人で、障がい者の法定雇用率未達成企業については提出すること

⑮大阪市立長谷川羽曳野学園の管理運営に関する事業計画書

⑯大阪市立長谷川羽曳野学園の管理運営に関する収支計画書

⑰選定結果通知用封筒

エ 受付期間

令和８年９月１４日（月）から９月２８日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）の９時００分から１２時１５分及び１３時から１７時３０分まで

（４）下記のいずれかに該当する法人のした指定申請は無効とする。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないもの

ウ その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

①第１号に該当する者

②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

③公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

５ その他

（１）指定管理者の指定申請に関し、上記１の担当より必要な資料の提出を求められた場合はこれに応じること

（２）手続きにおいて使用する言語

日本語

（３）詳細は募集要項による。

(こども青少年局子育て支援部こども家庭課)